

## 会 議 録

名 称	第2回市川市下水道事業審議会	
議題及び議題 毎の公開・非 公開の別 ※非公開の場合は 公文書公開条例第 8条の項号を記載 する	1 下水道使用料について (公開) 2 報告事項 (1) 地方公営企業法適用の移行について (公開) (2) 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について (公開) 3 その他 (公開)	
開催日時場所	平成26年11月6日(木)午後2時00分～午後3時30分 市川市役所 3階 第4委員会室	
出席者	委員	金子委員、清水委員、宮本委員、出口委員、石井委員、吉田委員、塚越委員、坂野委員、知久委員、中村委員、岡村委員、杉浦委員
	事務局 (所管課)	河川・下水道管理課
	関係課等	河川・下水道計画課、河川・下水道管理課、河川・下水道整備課
傍聴区分	可( 0人) ・ 不可	
会議の概要	※詳細別紙	
配布資料	《配布資料》 ・ 審議会資料1 下水道使用料について ・ 審議会資料2 地方公営企業法適用の移行について ・ 審議会資料3 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  《参考資料》 ・ 市川市下水道事業審議会条例 ・ 市川市下水道事業審議会員名簿	
特記事項		

様式第 6 号別紙

第 2 回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 26 年 11 月 6 日（木）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
- 2 場 所：市川市役所 3 階 第 4 委員会室
- 3 出席者：  
委 員 金子委員、清水委員、宮本委員、出口委員、石井委員、吉田委員  
塚越委員、坂野委員、知久委員、中村委員、岡村委員、杉浦委員  
市川市 東條等（水と緑の部長）、田村恭通（水と緑の部次長）、宮本豊尚  
（水と緑の部次長）、萩原美之（河川・下水道計画課長）、石井隆三  
（河川・下水道管理課長）、高久利明（河川・下水道整備課長）他
- 4 議 事：
  - 1 下水道使用料について (公開)
  - 2 報告事項
    - (1) 地方公営企業法適用の移行について (公開)
    - (2) 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について (公開)
  - 3 その他 (公開)

《配布資料》

- ・ 審議会資料 1 下水道使用料について
- ・ 審議会資料 2 地方公営企業法適用の移行について
- ・ 審議会資料 3 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

《参考資料》

- ・ 市川市下水道事業審議会条例
- ・ 市川市下水道事業審議会員名簿

【 午後2時開会 】

- 出口会長： 委員の皆さま、こんにちは。
- 定刻になりましたので、平成26年度第2回市川市下水道事業審議会を開催させていただきたいと思っております。本日は、お忙しい中ご出席いただき本当にありがとうございます。
- それでは、今日は、下水道使用料についてということが審議事項として上程されておりますので、ご審議のほどいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- それでは事務局より、事務連絡をお願いいたします。
- 事務局： 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。
- まず、はじめに、事務局よりご連絡をいたします。
- 本審議会の開催につきましては、下水道事業審議会条例第7条第2項により、半数以上の委員の方が出席されておりますので成立していることをご報告いたします。
- それから、本日、高橋委員、阿部委員、佐藤委員が所用のため欠席との連絡がございました。また、清水委員は途中退席とのことでございます。
- それでは、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

《配布資料》

- ・ 審議会資料1 下水道使用料について
- ・ 審議会資料2 地方公営企業法適用の移行について
- ・ 審議会資料3 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

《参考資料》

- ・ 市川市下水道事業審議会条例
- ・ 市川市下水道事業審議会員名簿

- 事務局： 事務連絡は以上でございます。
- どうぞよろしくお願ひいたします。
- 出口会長： はい、ありがとうございました。本日はこの審議会の傍聴のご希望の方はございませんと伺っておりますので、このまま審議を続けさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、現在、市川市下水道事業について委託をしております、株式会社 日水コンの担当者2名の方を同席願いたいと思いますがよろしいかどうかお伺いします。いかがでしょうか。

(異議なし) 日水コン誘導

## 1 議題

### (1) 下水道使用料について

出口会長： それでは早速でございますが、本日の議題、「下水道使用料について」でございます。

前回の審議会では下水道使用料の基本的な考え方等を示していただきました。今回の審議会では使用料についてどのようにしていくのかをおはかりするということでございます。

事務局よりご説明を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

石井課長： 河川・下水道管理課長の石井です。

それでは、説明させていただきます。ただ今会長からもお話しがありました。前回の審議会では下水道使用料の基本的な考え方、市川市における下水道事業と現在の料金の決定方法ということで、日水コンより説明させていただきました。

今回も、日水コンより今後の見通し等、ご説明させていただきます。

日水コン： 本日ご説明させていただきます日水コンの萬代と申します。よろしく願いいたします。

大変恐縮ですが、着席でご説明させていただきます。

本日ですが、お手元の審議会資料1をみてください。私のほうからご説明させていただきます内容につきましては、目次のところにあります「はじめに」から3の「市川市公共下水道事業の経営予測」まででございます。ただ、この1と2のところにつきましては前回の下水道事業審議会でもご説明させていただいたのですが、ここではまた改めてご説明させていただきます。

それでは1ページ目の「はじめに」ということで、その背景と目的についてご説明させていただきます。

まず、下水道事業の役割につきましては、降った雨を速やかに川や海に流す雨水排路と、汚れた水をきれいにして処理する汚水処理

があります。図1に示すとおり、雨水処理は自然現象であることから、それに関わる施設の整備費用や維持管理費用の財源は公費である一般会計繰入金、いわゆる税金を以って賄うこととされています。汚水につきましては発生者とか発生源が明確であることから、財源は使用料を負担していただく、いわゆる私費ということで、雨水公費汚水私費の原則に基づいて財政措置がなされております。ただし本市におきましては、汚水処理に関わる維持管理費は100%下水道使用料で賄われているものの、資本費であります下水道事業を行うために起こしました起債、いわゆる借金につきましては元金利息の償還については一般会計繰入金で充当されている状況であります。なお使用料対象経費であります資本費のうち、使用料が充当されている割合のことを資本費参入率と言いまして、経営状況を示す指標となっております。

現在、市川市の下水道料金ですが、建設の初期段階は下水道の経費が著しく高くなるということで、過渡的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定して使用料を検討してまいりました。この1ページ目の表1、2に改定経緯を載せておりますが平成15年度に資本費参入率50%を目標とした約12%の料金の料金値上げを行っております。その後、平成18年20年23年と定期的に見直しを行ってまいりましたが、経営予測の結果経営の見通しが良くなる方向であるということから、料金につきましては据置ということにしております。そして今年、平成23年度から3年が経過したため今回平成27年度から平成29年度の使用料について検討を行いました。今回の検討の内容は1ページ目の図2下水道使用料検討フローに示すとおり、スタート、Sと書いてありますところから始まりまして、緑色で網掛け、塗りつぶししております1の「料金設定の考え方から」4の「使用料検討について」下水道部局で検討されました内容となっております。本日はその内容を踏まえまして審議会の検討結果を出していただき、料金改正の場合は市長へ答申、そして議案を作成して審議会で審議して使用料改正という流れになります。一方、料金据置とする場合は市長に報告して終わりとなりまして、また3年後に改めて改定の検討を行うというかたちになります。本日はこの1から4のところについてご説明いたしますのでその内容について審議していただきます。以上が1ページ目のご説明になります。

続きまして2ページ目ですが、2ページ目から下水道使用料の設

定の考え方として4点ご説明させていただきます。

まず1点目、下水道使用料に関する法律です。下水道使用料に関する法律は2つございまして、地方財政法第6条と下水道法第20条となっております。それぞれ2ページ目の箱書きに条文が書かれています。これを要約しますと、2ページ目の下の方に①②③と3点挙げさせてもらっているんですが、まず①としまして下水道事業の経費は、経営に伴う収入、いわゆる下水道使用料を充てる必要がある。ということ。2つ目、下水道使用料は、条例を定めることによって使用者から徴収できるということ。3つ目は、下水道使用料の設定は基本原則を遵守して設定しなければならないということになります。明確な使用料体系であるとか公平ということで、これら3つが定めて書かれております。以上が下水道使用料に関する法律でございます。

続きまして、3ページ目(2)下水道使用料の基本的な考え方のご説明をいたします。下水道使用料に関する基本的な考え方については、昭和60年7月に「第5次下水道財政研究委員会の提言」によって明らかにされております。その内容につきましては3ページの下の方に要約しておりますが、1つ目は汚水処理原価についてということで、能率的管理が行われていること。また下水道の一般的な特徴といたしまして、初期段階については非常に、原価が高くなる傾向にあるので長期的に収支の均衡を図るように設定すること。2つ目の使用料の対象についてですが、汚水に係る維持管理費は全額対象とすること。あと、汚水に関する資本費は、全額対象とすることが妥当であるが、事情を踏まえ範囲を限定することができるというふうにされております。以上で3ページの下水道使用料の基本的な考え方についてご説明させていただきました。

続きまして4ページ目なんですが、ここでは(3)最新の国の下水道使用料に関する方針というところでご説明させていただきます。先ほどの提言のほうですが、これは昭和60年ということで若干時間が経っていますので、その後の方法ということで説明させていただきます。現在の下水道使用料における国の方針としましては総務省から出されています今後の下水道財政のあり方に関する研修会報告書で明示されております。それによりますと大都市での資産の状況から最低1㎡あたり150円を目途に料金を設定することとされております。現在の市川市の使用料単価につきましては、4ページの1番

下のところに平成24年度の数字として書かせてもらっていますが、1 m<sup>3</sup>あたり約149.63円ということで概ね国の150円と設定されている単価に対しまして同じような状況となっております。以上4ページの最新の国の使用料に関する方針のご説明です。

続きまして、5ページ目(4)他市におけます公共下水道事業の経営状況というところで、一覧表で整理させていただいております。平成24年度におきまして千葉県内の公共下水道事業と比較したものを表に示しております。表の中には普及率、汚水処理にかかる原価、使用料単価、資本費参入率、一般家庭使用料を示しております。一般家庭使用料につきましては、1ヶ月当たり20m<sup>3</sup>を使った場合を想定し算定された結果となっております。資本費参入率ですが、これは先ほどご説明していただきましたので、使用料単価から維持管理費分を引きましてその残ったものが資本費に対しましてどれぐらいの割合をしめているかを示す指標でございます。100%であれば維持管理費、資本費全てが、下水道使用料で賄えているということになります。100%を切っている場合は、残りは公費、いわゆる税金により補填されていくことになりまして、市川市の資本費参入率につきましては、平成24年度段階で82.2%、一般家庭使用料としては月20m<sup>3</sup>あたりの料金といたしまして2,446円となっております。なお、例えばこの表中で資本費参入率というところがマイナスというような値になっています、館山市とか旭市につきましては普及率がまだまだ低いというために、非常にまだ経費の負担が大きくなっていると思われるかもしれません。また浦安市につきましては震災の影響が出ているものと思われるかもしれません。なお表2の値につきましてはいずれにしてもその使用料単価や、一般家庭使用料が総務省でまとめられています地方公営企業年鑑の値でありまして、この値につきましては各事業の特性によるため、一概に単純に比較するという事は難しい値であることは言えます。

以上、千葉県内の比較の結果をご説明させていただきました。

続きまして、6ページ目ですが、市川市における下水道事業というところで(1)今までの下水道事業について、というところなんです。市川市の公共下水道事業は昭和36年度に事業着手しまして現在平成25年度末までに約1,404億円を投資してまいりました。その結果といたしまして総整備面積が2,176ha、整備済み人口が329,600人、普及率が70.1%となっております。今までに整備した施設は、管路

施設が約476km、終末処理場が1箇所、ポンプ場が2箇所とそういった資産を有しております。安定した下水道サービスを市民の皆様に提供するため、365日、24時間体制で稼働している施設の維持管理を行っております。図3は、処理水量と維持管理費の推移を示したグラフです。近年では、処理水量は横ばいとなっておりまして、財政上の制約等により、維持管理費は平成19年度に減少してから平成23年度まで横ばいとなっておりました。

下水道整備の効果といたしましては、快適な生活環境と良好な公共用水域の水質保全に寄与して参りました。その一例といたしまして、6ページの図4、下水道の普及率と真間川の水質の変化を示しております。グラフは緑色の折れ線が普及率でございまして、これが、普及率が大きくなるにつれまして青色と水色の折れ線が真間川の水質を示しておりますが、これが赤線を国が定める環境基準に対しまして下回るような状況が実現できているという状況でございます。

以上これまでの下水道事業についてのご説明になります。

続きまして7ページ(2)今後の下水道事業についてなんですが、本市では平成26年3月に市川市下水道中期ビジョンを策定し、表3に掲げております、3つの基本方針を実現するための施策を推進してまいります。これら施策の実施に伴う総事業費につきましては、図5に示すとおり、水色の公費で賄う浸水対策、雨水の対策にかかわる費用が大きな割合になっておりますが、過年度に比べて増加する予定となっております。以上今後の下水道事業における施策についてのご説明になります。

ここまでは第1回の審議会でもご説明させて頂いた内容になっておりまして、これらの内容をおきまして8ページ目の3の市川市公共下水道事業の経営予測のところのご説明させていただきます。まず今回その経営予測の結果としましては、平成12年度から平成29年度の実績と予測値を踏まえて9ページの表4に示しております。表の方をご覧ください。表4の中で緑色の網掛けされております平成26年度から平成29年度の予測結果部分につきましては、まずお金の支出といった面については、先ほどの下水道中期ビジョンを配慮した事業費が支出として入っております。また収入につきましては下水道使用料が当たるんですけど、下水道使用料につきましては現状の料金単価を維持した場合の使用料というところで検討させていた

だいております。経営予測の結果をみますと、この表の中の汚水処理原価のうち左のほうの4段目の汚水処理原価のうち、維持管理費につきましては流域下水道維持管理負担金等の影響によりまして、平成24年度より増加する見込となっております。しかし資本費のほうにつきましては平成17年度をピークに減少傾向を示しております、それに伴い汚水処理原価も年々減少していくことから、資本費算入率につきましては使用料単価を現状維持としても、良くなる傾向にあります。増加する傾向にあります。よって概ね良好な経営状況になると見込まれております。

また次の10ページ目のところに図6がありますが、この図につきましては、過年度から検討させてもらっている結果をグラフで表したものとなっております。この図なんですけれども6つありましてそれぞれ上に維持管理費分と資本費分である支出を示すグラフ、あと下に使用料収入と一般会計繰入金であるお金の収入を示す棒グラフとなっております。今回使用料算定期間とする平成27年度から平成29年度、右下のほうの図なんですけれども、こちらにつきましては資本費参入率につきましては91.5%になる見込でございまして、前回平成23年度から平成26年度の使用料算定期間、これの1つ上の資本費参入率85.3%から6.2%の向上が見込まれるといったかたちになっております。また、このグラフをみて分かりますように灰色の部分一般会計からの繰入金の部分となっておりますが、徐々に減少しているということが見ていただけるかと思っております。下水道の独立採算制の確保が少しずつ出来ているという状況がみていただけるかと思っております。

続きましてその11ページなんです、資本費参入率と一般会計繰入金の推移を示したグラフとなっております。棒グラフが資本費参入率を示しております、赤色の折れ線が一般会計からの繰入金、いわゆる公費を示しております。将来平成29年に向かうにあたりまして、資本費参入率はどんどん棒グラフのほうが高くなっていきまして、それに伴って繰入金がだんだん減少していくような収支結果がみてとれました。このとおり市川市の公共下水道事業につきましては経営的にはだんだん安定していく方向に向かっていくという方向が把握されました。

以上で私のほうからの説明は終わらせていただきます。まとめにつきましては事務局からとさせていただきます。

石井課長：

どうもありがとうございました。

まとめといたしましては、資料の12ページ目をご説明いたします。今回の検討では、平成27年から29年の3ヵ年の経過予測をした結果4つの項目に着眼し、下水道使用料を現状維持する方針としております。

まず1つ目の着眼点は資本費参入率でございます。資本費参入率は資本費に占める使用料の割合で、先ほどの説明にもございましたが現状では県内30事業中19番目となっております。経営予測の結果では、経営の良化が見込まれ、11ページの図7で今回検討した資本費参入率は前回の85.3%から6.1%増加し91.4%となる見込でありました。ただし独立採算制になる100%には達しない状況でございます。

次に2つ目の着眼点は、使用料単価でございます。国の方針として、今後の下水道財政のあり方に関する研究会の報告書では、独立採算制がとれていない都市は最低限1㎡あたり150円とすることとしております。本市の使用料単価は概ね150円であり独立採算がとれていない状況であり、国の方針に合致しているところでございます。

次に3つ目の着眼点は資本費でございます。資本費は平成25年度に策定した、市川市下水道中期ビジョンで掲げている未普及対策等の施策を推進することにより整備量が増えることで、投資額が増加し今後の資本費の増加が見込まれます。

最後に4つ目の着眼点は、維持管理費でございます。下水道事業の維持管理負担金の増加、菅野処理場等の老朽化対策に必要となる維持管理費の増加が見込まれております。今後資本費となる整備費に関する費用は国費、一般会計繰入金以外は下水道事業債で賄うこととなり将来償還することとなりますが、今回の検討期間への影響は少ないものと考えております。

以上を踏まえまして、平成27年度から29年度の下水道使用料の経営は良化傾向になるものの独立採算には達していないこと、将来的には、資本費や維持管理費の増加が見込まれて資本費参入率が低下する要因と考えられていますが、現段階で改定は行わず現行の使用料体系を維持することが妥当であると考えます。私たち下水道部門では経営の健全化に向けて、普及率や水洗化の向上、また効率的な業務遂行による下水道事業全体の経費削減に向けて、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

出口会長： はい、ありがとうございます。ただ今日水コンより多岐にわたりご説明いただき、そして事務局からもまとめのご説明をいただきました。それではこの資料に基づきまして、審議に入りたいと思います。委員の皆様からご質問ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。よろしく願いいたします。

坂野委員どうぞ。

坂野委員： 資本費参入率のことについてお尋ねします。ずっと100%を下回っているということは、民間事業でいうと赤字の状態が続いているということだと思います。健全化に向けて努力していかれるということですが、こういった状態を健全と判断されて、どういう方向を目指されるのか。それから資本費参入率が100%を超えると、使用量単価が150円より安くなっていくのか、市民としては気になるのですが。

出口会長： はい事務局お願いいたします。

石井課長： ただ今のご質問ですけれども、資本費参入率が100%を超えるとどうなるかというご質問でしょうか。

坂野委員： 一般企業と、行政の会計は違うのですが、100%が言ってみればプラスマイナスゼロというような訳ですから、100%に達した時点を健全というのか、それとも累積赤字にあたる部分を返却していつてようやく健全になるのか、よく分からない。ですから、健全化というのはどの辺を目指されるのか、それから100%超えると使用量単価は150円から安くなっていくのか、その2点をお尋ねしたい。

石井課長： 100%を超えるということになると、民間の企業で言えば100%を超えてしまうと利益が出るというが、市役所のほうではどういう対応になるかということですね。

要するに簡単に私が思うのには、100%資本費参入率が、一定の基準を超えてプラスに転じた場合には、当然民間ですとそれが儲けになるわけですよ。利益ですよ。その分市役所は利益を得るのではなくて、もちろん財源として予算措置をする訳ですよ。マイナス分の段階では当然一般会計から色々補助、繰出金として汚水の処理に当たっているというようなことでよろしいでしょうか。

出口会長： 事務局追加でお願いします。

宮本次長： 次長でございます。補足説明させていただきます。

100%を超えるるとどうなるかということで、当然バランスしなければいけないと言うことで出てくるでしょうから、内容的に料金見直しということでなるならば、当然上げるケースもあれば下げるケースもあるというように考えられますので、そういうケースもないことはないと言う風に考えることも出来ます。100%を超えたときに、じゃあ120%150%と過剰にどんどんどんどんいってしまえば、民間企業で利益が出ている状況というのは、公がやってしまった場合それは何か変になる、何かそういうご質問だと思うんですけども・・。

坂野委員：

いや、ちょっと違うんですけども。例えば民間企業は100%、プラスマイナスゼロになったからといって、過去の負債がある状態では経営は健全とは言えないですよ。ですからそれを110%、120%と利益を出し借金を返し続けることによってようやく健全になる訳ですよ。しかし行政の会計というのは民間企業と違うので、どう考えれば良いかお尋ねしたいということです。

出口会長：

はい事務局お願いします。

宮本次長：

次長でございます。累積赤字の件に関しましては、役所は単年度会計でございますので過去まで遡りませんので、そういう意味ではこれを解消するためにどんどん値上げしていったというかたちではとれないというように考えます。ですので、健全な状態というのはどういう状態かといいますと、100%ちょっと上くらいで維持していくのが良いのかなというふうには考えられます。

後で、報告事項の(1)のほうになりますけれども、地方公営企業適用という話が出てきておりますので、こちらの方で会計制度そのものを見直していかなければいけない時期に入ってきております。それに関しましても後ほどご説明いたしますのでどうぞよろしくお願いたします。

出口会長：

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

はいどうぞ。

坂野委員：

先ほどの説明では100%に満たない自治体は、国の方針として150円を目安にということで、市川でもすでに150円に近い状態だということでした。しかし、同じ100%に達していない船橋市と比べると、市川市は使用料単価が149円、船橋市は142円、資本費参入率も82と89ですが、それに対して一般家庭使用料にずいぶん開きがあります。使用料単価が両者とも150円近い場合になぜ、この金額の差が出てくるのでしょうか。各市によって料金体系が違うということでしょう

か。

出口会長： はい事務局よろしくお願ひいたします。

宮本次長： 次長でございます。まず1つ目でございますけれども料金体系が各市によってバラバラであるということでございます。一般家庭の料金というのは、1ヶ月20m<sup>3</sup>を使っているという想定で計算したものでございます。使用料単価のほうは、こちらに関しましては総収入量、総額に対しての総料で割っておりますので、例えば船橋市の体系で行きますと市川市と比べますと、よりたくさん使っている方はたくさん払っているようなそういう累進的な料金体系となっておりますのでそこで差が出てくるという風に考えております。

出口会長： はいよろしいでしょうか。

坂野委員： そうすると、市川市の149円、これは必ずしも一般家庭の使用料ではないということですか。そう考えてよろしいでしょうか。

出口会長： 事務局お願いします。

宮本次長： 一般家庭というのが20m<sup>3</sup>という仮定とするならば必ずしも一致はしません。

坂野委員： では我々一般家庭の使用料単価はどのくらいなんでしょうか。

出口会長： よろしいですか。今の質問は審議の内容からは少し外れていると思いますので、ここでは個々のご家庭の使用料をいくらというようなことを議論というよりは、使用料単価をみて、この先市川市が下水道使用料をどうするのかということ議論させていただいている場ですので、個別の個々のご家庭でいくらということまではちょっと、個別にのちほどお尋ねいただければと思います。

坂野委員： 個人的なことをお伺いしているのではなくて、そうすると使用料単価というのは一体何なのかというのがよく分からなくなってしまうので、その辺についてお尋ねしたかったわけです。

出口会長： それでは事務局から、使用料単価についてご回答お願いします。

石井課長： 使用料単価につきましては、使用量を有収水量で割った金額が結局149.63円ということで150円ということですのでお手元にお配りしました資料の4ページの1番下段に書いてありますので坂野委員のご質問は。それでよろしいでしょうか。

出口会長： はい坂野委員どうぞ。

坂野委員： そうすると、今回議論するのは使用料単価であって、それと必ずしも我々市民が支払う下水道料金とは、一致しないと考えてよろしいわけですね。

出口会長： はい事務局お願いします。

石井課長： 下水道の使用料といいますのは、先ほど宮本が説明しましたが、その家庭、家庭によって使用する量も若干違ってきます。一般的な家庭であれば40m<sup>3</sup>ぐらいが一番使われるんですけども、そういう単価でみますと高くなるか安くなるかその人の使用水量によって使用料は変わってきます。

出口会長： はい事務局どうぞ。

宮本次長： 2ヶ月で40ですので、1ヶ月あたりで換算しますと大体20近くの方は多く、10から30ぐらいの方は大半の調定件数になっておりますので、そういうご理解をいただければと思います。

出口会長： よろしいでしょうか。はい石井委員どうぞ。

石井委員： ちなみに私が今日持ってきました、下水道使用料の領収書と使用水量のことをちょっと申し上げたいんですけど。私の家はですね5月9日から7月8日まで、つまり2ヶ月で使用水量が36m<sup>3</sup>、そうしますと水道使用料は4,414円なんですね。これは2ヶ月で4,414円という事になりますので、2で割ればこの半分になると思うんです。ですから、普通のお家はどうか分かりませんが、私どもは3人家族で、使用水量は36m<sup>3</sup>ということです。これでちょっとご参考になりますでしょうか。

出口会長： どうもありがとうございました。今の一般家庭のごくごく一般的な数字ですので料金を使用した水量で割り算していただければ、ご家庭の単価が大体推測していただけると、そのようなご意見ですね。ありがとうございました。

その他ご意見いかがでしょうか。

坂野委員どうぞ。

坂野委員： 資料の3ページ目に、下水道使用料の決定条件として、能率的な管理が行われていることとあります。これを前提条件に下水道料金が設定されているわけですが、この経費節減等の経営努力ということをどうやって証明するのか、証明する方法があるんでしょうか。

出口会長： 事務局いかがでしょうか。

宮本次長： 次長です。自分達で頑張っているところではございますが、会計監査を受けたり県の検査を受けたりしておりますので、それをもってかえらせていただければと思います。

出口会長： よろしいでしょうか。吉田委員どうぞ。

吉田委員： 前回あたりから、下水道使用料収納率がいろいろと話題となって

おりますが、現在の使用料というのは上水道使用料に準じてということになるとお伺いしておりますが、それでも払わない方は何%かいるわけで、上下水道が一括納付という事になれば下水道使用料の収納率は上がるのではないかと思うんですけど、それはいかがなんでしょうか。

出口会長： いま、使用料の徴収について上水道と一体化するという風なことはどうでしょうかというご意見でしたが、いかがでしょうか。事務局お願いいたします。

石井課長： いま、ご質問されたように本来であれば上水道と下水道の使用料と一元化するのが一番理想だとはわれわれも思っております。現にそういう動きでほかの市町村も一元化に向けて取り組んでいるところもございます。市川市でも、上水道と下水道の一元化ということで県のほうに色々講義を受けたりもしておりますが、やはり1番基本となるものは、市川市の場合上水道は県水道を使っていますが、下水道は市川市なんです。分かりやすく申しますと2つの財布があるところの中でやりくりするのは中々難しい。これが市川市でも上水道ももっているような市町村であれば割合簡単にいくんだけれども、中々その辺は難しいところがございます。ですので、予算計上して上水道のデータをいただき、それに基づいて下水道使用料というものを算出してありますが、先行きは上下水道の使用料一元化に向けて進むのが、今質問された内容で一番合理的なのかなとは感じております。

出口会長： よろしいでしょうか。はいどうぞ。

吉田委員： 一元化をすればコストが大分かからなくなりますよね。県水道のデータの使用料も要らなくなりますし、委託料も要らなくなるわけですから、県の方もそちらの方向で動いているというようなお話しを聞いたことはあるんですけども、市川市も熱心にやってコストダウンをすれば使用料も下がるんじゃないかって、素人考えなんですけれど。

出口会長： はい事務局お願いします。

宮本次長： 次長でございます。実際には昨年度まで色々県と協議をいたしました。その中でどういったシステムを使うかという問題が出たりですとか、どこまでの範囲をやり取りするかというような、そういったところでですね、結局経費計算をしたときにどちらが得なの？とやった場合、県にお願いするよりも今のところ市のほうでこれまで

どおりやったほうが有利だろうというような結果になりましたので、それで今回断念するところでございます。引き続き協議のほうを見守ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

出口会長： はいよろしいでしょうか。その他ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

： なし。

出口会長： 石井委員どうぞ。

石井委員： 過去10年間ぐらいは、現状維持でずっと来ているわけですよ。今回も値上げ無しということで、12ページ目にも書いてあるように今回は使用体系を維持することが妥当である改定は行わないということなんですけれども、将来的に施設の老朽化とか維持管理費の増加などがあった場合に、これからこのままでいって大丈夫なのかっていう不安はあるんです。これからまた3年間というのが、3年というのは短いといえば短いかもしれませんが、私の意見としましては、多少なりともプールしておかないと、一度に今度は老朽化とか管理費などのお金がたくさんいるようになった場合に賄いきれるのかなというのがあるんです。このままでいけば確かに値上げはないですからいいんですけれども、少しずつでも何とか値上げの方向には行かないんでしょうかということが疑問なんです。

出口会長： はい事務局お願いします。

宮本次長： 次長でございます。ご指摘いただきありがとうございます。これまでしばらく維持ができたということはですね、高度成長期、バブル期、というような金利が高いときの起債が大分返してきたことによってその金利負担が減ってきたのでその他増大するものに関しては何とか吸収してこれたのが実情でございます。これからでございますが、菅野処理区も40年50年経ってきましたので、大分老朽化してきておりますので、ご指摘のとおり老朽化に向けて対応していかなければならない。ただ、今は単年度会計ですのでプールするというのはなかなかできないと言う状況でございます。また後ほどご説明いたしますが、企業会計を入れることによりまして減価償却とか色々な考えが出てまいりますけれども、そういった中で修繕積立金というようなものを、また考えていかなければならないのかなという風に考えているところでございます。以上でございます。

出口会長： はいありがとうございます。その他ご意見いかがでしょうか。吉

田委員どうぞ。

吉田委員： 下水道設備というのは結構お金がかかることなので、市民でできることは少しずつ市民に下水道のことを理解してもらってということはしてもらったほうが良いと思うんです。生活排水の軽減ですとか単独浄化槽を高度処理に変えるとか、雨水貯留浸透施設の普及をもっと図るとかということをもう少し広報活動が必要なのではないかと思うんですけれども、雨水貯留浸透施設は一時期大分流行ったんですけれども、今はもう大分停滞してしまっているようなのでそれを利用する不都合があつてそうなっているんだとは思いますが、市の広告活動とかPR活動はどの程度考えてなさっているのでしょうか。

出口会長： はい事務局いかがでしょうか。

石井課長： はい、まず質問の内容は分かりましたが、雨水貯留に関しましては当然今新しく家を建てる場合には建築の確認申請を取ります。その場合には、雨水浸透抑制地域であれば当然市川市の規則に則つて雨水浸透枡等を設置していただいております。それは従来どおり進めております。また浄化槽の改装ですが、これも毎年予算を計上して単独浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替えをお願いするような啓蒙活動も行っておりますが、今ある浄化槽を新しい浄化槽に変えるとか、そういったものに関してはいくら助成金を出してもやはり多少自分の持ち出しがありますから中々件数が進まない、それは市のPR不足とかその辺のことも言われますが、HP等色々やってはおります。また下水道が100%流せる場所であってもそれに接続していただけない方々もいます。この対策としまして当然、未普及対策といたしまして接続するようにお願いしております。いずれにいたしましても市役所の方でどんどんPRをして流せるところについては接続していただくようなことで業務を行っております。よろしいでしょうか。

吉田委員： はい、ありがとうございます。

出口会長： はいどうもありがとうございました。さあその他ご意見いかがでしょうか。坂野委員どうぞ。

金子委員： いっぺんに発言してくださいよ。いろいろな方がいるわけですから、発言するときはできるだけ、まとめて質問したほうが良いと思います。

出口会長： ようは、まとめてご意見を出してくださいということですね。

坂野委員： 先ほどの経営努力の話なんですけれども、市の回答に対して質問したかったんですけれどもほかの方が手を上げられたので。

先ほど市民の努力も大事だという話をされていましたが、当然行政の経営努力も大事だと思います。私は、建設コンサルタントなので、ほかの土木と下水道など、いろいろなものを見る機会があります。その中で下水コンサルタントへの委託料と一般の土木の委託料を比較した場合、例えば打ち合わせ費用などは他の土木の設計の2倍になっているとか、そういうものを目にするわけですね。数回打ち合わせすると打ち合わせ費用が100万円近くになってしまうんですね。そのような状態があると、経費節減の経営努力をしていますと言われても、分かりましたと中々言えないところがあるので、その辺について経営努力をしっかりとお願いしたいと思います。

出口会長： 事務局、何かコメントございますか。

宮本次長： 次長でございます。一応、国の基準に則って積算させていただいているということを言わざるを得ないということをご理解いただければと思います。

出口会長： ルールに則って市の行政を運営しているということでございますのでもしかしたら個別の金額をみればあれ？と思われる部分があったのかもしれませんがいずれも行政サイドがルールに則って物事を運んでいるとご理解いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

特に更なるご意見がなさそうですので、ご意見を出していただいたということで受け止めております。それでは皆様におはかりしてまいりたいと思いますが、資料1の12ページを再び開けていただきたいと思いますが、この表のほうに要約されています資本費参入率の内容、それから使用料単価、資本費、維持管理費こういうようなものを検討していった結果、いわゆる下水道の経営状況は良い方向に向かっているという、そういうようなことがご説明されました。それでこの市川市の平成27年から29年度の下水道事業の状況がよろしいということでしたので下水道使用料については改定は行わないで据え置くということが案として出てきております。これを据え置くというようなかたちにさせていただいてよろしいかどうかおはかりします。いかがでしょうか。

《 異議なし 》

出口会長：                    ありがとうございました。

それでは本日の審議会、議題の下水道料金については改定をせず現行のまま据え置くということを本委員会で承認するというようにいたします。

それでは報告事項に移らせていただきます。

(1) 地方公営企業法適用の移行について (2) 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、事務局より報告をお願いいたします。

## 2 報告事項

(1) 地方公営企業法適用の移行について

(2) 使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

石井課長：                    ご審議、どうもありがとうございました。

私のほうからはお手元にお配りしております資料2と資料3についての内容を簡単にご報告させていただきます。

まず資料2につきまして申し上げます。安定した下水道経営の実現を図るため、下水道事業の法適化移行について現在検討しております。地方公営企業は地方公営企業法2条第1項により水道事業、電気事業、ガス事業等7種類の企業を地方公営企業としてこれらの事業には当然同法を適用する法定事業として、病院事業については同法の財務についてなど一定の規定を当然適用することとしております。下水道事業については地方公営企業法第2条第3項により、同法の規定の全部または一部を任意的に適用することができる任意適用事業の規定に位置づけられておりますが、今後はこの財務規定部分を法的化し下水道事業会計を現在の官公庁会計方式から公営企業会計方式に移行することにより経理内容が明確に示されることとなります。

次に下水道事業による法的化の必要性でございますが、下水道事業は他事業に比べて財政規模が大きくその財源には多額の起債が充当されてやっております。また下水道事業は先行投資型の事業であることから一般会計繰入金財源として充てられておりますが一般会計への影響が少なくないことから、下水道事業の経営基盤の強化

が急務となっております。下水道事業の経営基盤強化においては、長期的に安定した経営を維持していくために経営の健全性や計画性、透明性の向上を図ることが求められており、法適化はその取り組みの柱の1つといわれております。そして市川市下水道事業において法適化を検討することとなった背景について説明させていただきます。この背景には大きく2つございます。

1つ目は維持管理、経営時代への対応です。平成25年度末の下水道普及率は約70.1%です。事業着手から50年以上経過し、施設の老朽化が進んでおります。今後は限られた財源の中で未普及率対策と維持管理をバランスよく進めていく必要があります、将来にわたる安定的な下水道経営の運営には経営状況の明確化が不可欠でございます。そのために地方公営企業会計に基づいた財務管理が必要となります。

そして2つ目は総務省の財務規定強制適用の対応です。総務省は本年8月末、地方公営企業会計の適用拡大に向けた考え方をまとめたロードマップを示しました。そこで、人口3万人以上の自治体の下水道事業は平成27年度から31年度までを集中取組期間として平成32年4月までの法適化を要請との通知が来ました。

以上のことをふまえ市民の生活に欠かすことのできない河川下水道施設を、これからも適切に維持し次世代へ引き継ぐ下水道事業を作り上げるため、平成27年度から3ヵ年を法適化移行準備移行期間として今後予算要求等を行い、平成30年4月1日から法適化の移行をできればと考えております。

続きまして、資料3のほうですね、使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明させていただきます。平成26年9月議会、議案第14号において「使用料等の消費税等相当額の加算に伴う関係条例の整備に関する条例」が制定されました。これまでは、消費税が改正されるたび、使用料へ転嫁するために、関連条例の改正が必要とされてきました。しかしながら、国税である消費税については国の施策としての色合いが濃く、過去の改定の際にも、総務省より消費税率の引き上げに併せて円滑かつ適正に消費税を転嫁するよう通知がきております。平成27年10月1日に消費税10%へ引き上げが予定されているなど、今後も国の財源としての税率改定は想定されております。このことから、平成26年度9月議会の議案第13号「使用料条例の一部改正」を踏ま

え、消費税が変更された場合においては自動で対応できるように条例が制定され、平成26年9月30日より施行されましたことによりまして市川市の下水道条例の一部が改正されたご報告をいたします。現行改正後は資料3の対照表をご覧になっていただければ分かりやすいと思います。

なお消費税率の変更が決定した段階で市のHP等で市民の方々への周知を行う予定となっております。私からのご報告は以上でございます。長々とありがとうございました。

出口会長： はいありがとうございました。

ただ今頂きました報告をもちまして本日の審議は終了となります。それでは事務局より何かご連絡、報告等ございましたらお願いいたします。

事務局： 平成26年度市川市下水道事業審議会につきましては、今回で終了でございます。最後になりますが、水と緑の部 部長の東條よりごあいさつを申し上げます。

東條部長： 皆様、お疲れさまでございます。水と緑の部 部長の東條でございます。委員の皆様にはお忙しい中、下水道事業審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また慎重かつ熱心なご審議をいただくとともに、多くの貴重なご意見を賜りましてまことにありがとうございます。

審議会の説明の中にもございましたが皆様から負担していただいている下水道使用料につきましては、市として汚水処理施設の維持管理、それから下水道施設の建設に際して借り入れた地方債の返済に充てております。本来これらについては全て下水道使用料で賄わなければいけないというのが原則でございます。ただ下水道使用料で賄いきれない部分については現在、一般会計からの繰入金で補填しているというそういう状況でございます。ですから定期的な見直しも必要になってくるということになります。本日開催させていただきました下水道事業審議会の結論といたしましては、下水道使用料料金改定は行わないで据え置くこととなりました。中でも説明があったとおり、現在、市川市の下水道普及率はまだ70.1%ということで近隣市と比較しても少ない状況です。今後、流域下水道が整備されますと市が実施していかなければならない下水道の整備、区域が相当大きく広がります。そういうことで、その未普及区域の普及促進ということで資本費の増加も考えられますし、施設の老朽化も

ますますひどくなってくるということも考えられます。

今後、企業会計の導入を検討していく中で料金の見直しも必要になってくるんじゃないかと思っております。市といたしましても引き続き経費の節減等工事費のコスト削減、事業の効率化など努めていきますので、今後とも皆様におかれましてはご理解ご協力をいただけることをお願いしまして、最後のごあいさつとさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

出口会長：

はいどうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様ありがとうございました。

【 午後 3 時30分閉会 】